

3 総務大臣は、第一項の認可をした電話リレーサービス提供業務規程が電話リレーサービス提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、電話リレーサービス提供機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 電話リレーサービス提供機関は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第十一條 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電話リレーサービス提供機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、電話リレーサービス提供業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第十二条 電話リレーサービス提供機関は、総務大臣の許可を受けなければ、電話リレーサービス提供業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(区分経理)

第十三条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行つていける場合には、当該業務に係る経理と電話リレーサービス提供業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。(役員の選任及び解任)

2 総務大臣は、電話リレーサービス提供業務に従事する役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員の選任及び解任は、電話リレーサービス提供業務に従事する役員の認可を受けなければ、その効力を生じない。

が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分に違反したときは、第十二条第一項の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程に違反する行為をしたとき、又は電話リレーサービス提供業務に関する著しく不適当な行為をしたときは、電話リレーサービス提供機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

第十五条 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、電話リレーサービス提供業務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。(帳簿の備付け等)

第十六条 電話リレーサービス提供機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項及び第三十三条第二号において同じ。)を備え付け、電話リレーサービス提供業務に関する事項で総務省令で定めるものを作り記載し、又は記録し、及びこれを保存しなければならない。

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電話リレーサービス提供機関に對し、電話リレーサービス提供業務に関する報告をさせ、又はその職員に、電話リレーサービス提供機関の事務所に立ち入り、電話リレーサービス提供業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求がない場合は、これを提示しなければならない。(監督命令)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、電話リレーサービス提供機関に対し、電話リレーサービス提供業

務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十九條 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関が第八条第二項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、電話リレーサービス提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて電話リレーサービス提供業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 電話リレーサービス提供業務を適正かつ確定を取り消し、又は期間を定めて電話リレーサービス提供業務規程によらないで電話リレーサービス提供業務を行つたとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分に違反したとき、又は第十一条第一項の認可を受けた電話リレーサービス提供業務規程によらないで電話リレーサービス提供業務を行つたとき。

4 第一項又は第二項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電話リレーサービス支援機関が当該指定の取消しに係る法人に交付した交付金(第二十一条第一号に規定する交付金をいう。以下この条において同じ。)がなお存在するときは、当該法人は、電話リレーサービス支援機関に当該交付金を速やかに返還しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、総務大臣が、第一項又は第二項の規定により指定を取り消した場合における交付金の取扱いその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第二節 電話リレーサービス支援機関

第二十条 総務大臣は、一般社団法人又は一般財團法人であつて、電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関として指定することができます。

2 電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた電話リレーサービス支援機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可を受けた

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日